

いじめ防止基本方針

～ひとりひとりが充実した学校生活が送れるように～

1 はじめに

学校教育において、「いじめ問題」は生徒指導上の深刻かつ緊急性の高い課題となっている。近年、情報技術の急激な発展に伴う情報機器の普及とSNS等の発達、そして活用開始年齢の低下や、使用者のモラルの低下に関連して、個人の尊厳を軽んじた直接的ないじめだけではなく、「インターネット上でのいじめ」という新たな問題も生じ、「いじめ問題」自体が一層複雑化、顕在化してきている。

こうした中で、「いじめは決して許されてはならない」という確固たる認識を持ち、今一度、学校教育に関わるすべての人々（教職員、生徒、保護者、地域等）がいじめという行為やいじめ問題に真剣に向き合い、また「いじめ防止対策推進法（平成25年6月）」に基づき、組織的に対応する基盤を構築していかなければならない。

2 いじめとは（いじめの定義）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条より）

3 具体的ないじめの態様

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかだけの判断に終始しない柔軟な判断と対応が必要となる。

以下に、具体的ないじめの態様を列挙する。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より抜粋）

4 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたり、いじめ問題の特質を十分に認識し、日頃から未然防止・早期発見に取り組み、いじめが認知された際の迅速かつ適切な対応に結びつけることが必要である。以下にいじめ問題について教職員が持つべき基本的な認識を列挙する。

《いじめに関する基本的な認識》

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという認識は危険である。
- ⑤ いじめはその行為の態様（例えば、暴行、恐喝等）によっては刑法に抵触する。
- ⑥ いじめの未然防止は教職員の重要課題である。
- ⑦ いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域などすべての関係者が一体となって取り組むべき問題である。
- ⑨ いじめはその周囲にいる生徒の捉え方によって、抑止的/促進的な雰囲気になりうる。
- ⑩ いじめは人間関係だけではなく、学習面にも大きな関係がある。

5 いじめの防止等に関わる基本理念

- (1) いじめがいじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることを踏まえ、いじめ防止等に関わる対策（いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）を行う。
- (2) 生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにいじめ防止等に関わる対策を行う。
- (3) すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、生徒のいじめに対する理解（いじめが生徒の心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題）が深まることを旨とし、いじめ防止等に関わる対策を行う。
- (4) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、家庭・地域・その他の関係機関と連携を図り、いじめ防止等に関わる対策を行う。

6 いじめ防止等に関わる対策

- (1) 未然防止に関わる取組
 - HR 活動・生徒会活動・課外活動をとおして、望ましい人間関係を構築する力を養う。
 - 生徒との面談の機会を重視し、生徒のいじめに関わる情報収集を行い、理解を深める。
 - 生と性に関わる講話を実施し、他者を尊重する心を養う。
 - 携帯電話マナー講話を実施し、正しい携帯電話の利用法について生徒の理解を深める。
 - 教職員が教育活動のあらゆる場面で、生徒の変化を見逃さず、見守っていくよう努める。
 - いじめ防止対策委員会（別紙 1）を設置し、組織的な対応を適切に行う体制を整える。
- (2) 早期発見に関わる取組
 - いじめ実態調査アンケートの実施。（6・9・12・2月の年4回）
 - 毎日、昼休みに校内巡視を行い、生徒の様子を観察する。
 - 生徒が気軽に悩みを打ち明けられるよう、校内の教育相談体制を確立する。
 - スクールカウンセラー等の活用。

※いじめ実態調査アンケート

年に4回実施することとする。いじめられている生徒は、その場での記入が困難であることも考えられるため、記名、無記名、持ち帰りなど、状況に応じた配慮を行う。また、あくまでアンケートはいじめ発見のためのひとつの手立てである、という認識も必要である。

※望ましい教育相談 ～気軽に相談できる雰囲気作り～

日常生活の中での教職員からの習慣的な声かけ等を通して、生徒が日頃から気軽に相談できる雰囲気を作ることが重要である。こうした雰囲気は生徒と教職員間の信頼関係によって形成されるものである。生徒が活用する機会の多い保健室の環境整備等の整備も不可欠となる。

※けんかやふざけ合いへの注視

けんかや双方の合意の上でのふざけ合いであっても、見えない所で被害が生じたり、既に生じている場合があるため、該当生徒の関係性に十分に注意し、原則として身体的な接触等が含まれる関わりあいにはさせないように日常的に指導に努めることとなる。

(3) 早期対応・早期解決のための取組

いじめ発見後は、いじめを受けた生徒やその保護者の立場に立った対応を心がけ、生徒指導部・学年（必要に応じて校内支援委員会や関係機関と連携）が中心となり早期解決を目指す。

① いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報⇒正確な実態把握⇒指導体制・方針の決定⇒生徒支援・保護者連携⇒今後の対応
(教職員) (対策委員会) (対策委員会) (担任及び対策委員)

② いじめ発見時の緊急対応

いじめを発見した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、直ちに該当担任、学年主任、生徒指導部に連絡し、管理職に報告を行う。これらにおいて忘れてはならないのが以下の2点である。

- ・いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通すこと
- ・事実の正確な把握と情報の迅速な共有を図ること

③ 迅速な対応をとるために

早期対応・未然防止のためには、教職員の日頃からの意識が重要である。少しでも異変を感じた際に、「大丈夫だろう」と主観的かつ安易に判断しないことが求められる。

《早期対応・未然防止につながる体制》

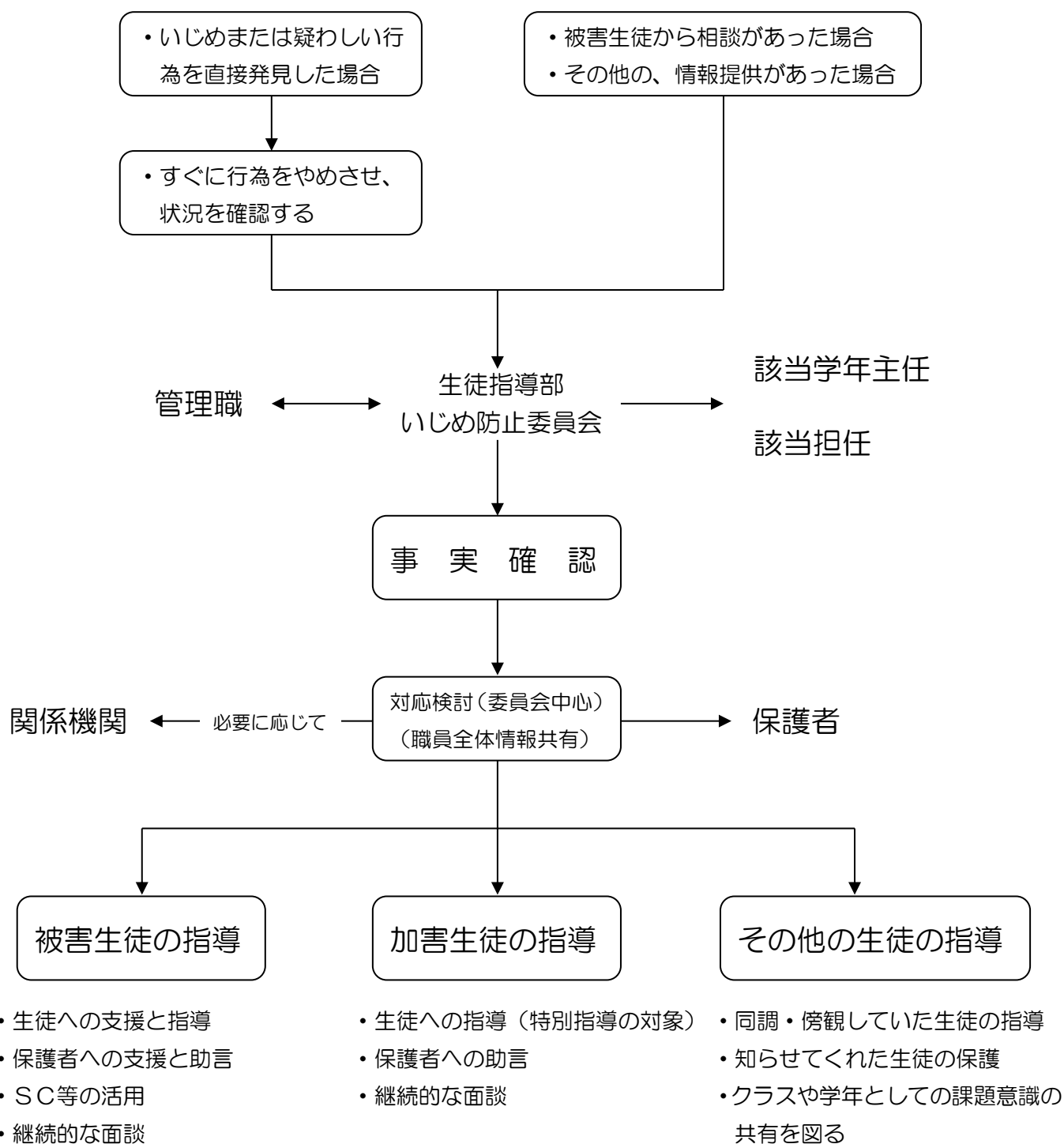
- ・「いじめはどこでも起こる。自分が見落としているだけかもしれない」（本質的な認識）
- ・「注意深く、クラス、集団の様子を見ていこう（別紙2）」（積極的な姿勢）
- ・「これはいじめかもしれない。周囲に相談しておこう」（報告・連絡・相談）

《教職員のベースアップ》

効果的にいじめ問題に対応する上で、日頃から生徒と身近に関わる教職員ひとりひとりのスキルアップ（指導法）や生徒指導力の向上、教科指導力の向上、また認知能力の向上は重要である。そのため、具体的な事例の研究や外部の専門家との交流、外部の研修受講等を通して、学校としての組織的なベースアップを図るべきである。

また、この「いじめ防止基本方針」の校内における実効性については、校内の年度末反省等によって評価を行い、継続的な改善をしていくこととする。

④ いじめ対応（基本的な流れ）



※いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行うことを怠ってはならない。

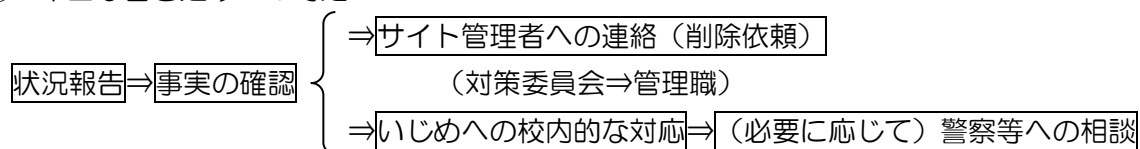
※関係のあった生徒との関わりを多様な手段の中で持ち、その後の状況把握に努める。

※発生事例の検証をとおして、再発防止・早期発見・未然防止のために日常的に取り組むべきことを洗い出し、いじめのない学級、学校づくりへの取り組みを強化する。

(4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように携帯電話マナー講話などの啓発活動を実施する。また、ネットパトロールを定期的の実施し、不適切な書き込みをチェックするとともに適切な対応（管理者への削除依頼、警察や局への相談等）をとる。

① 不当な書き込みへの対応



(5) 重大事態への対応（平成29年3月策定 文部科学省ガイドラインより）

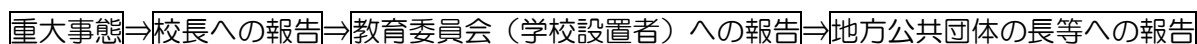
① 重大事態とは

- (ア) 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
自殺を企図、精神性疾患を発症、身体に重大な傷害を負う、高額な金品を奪い取られる
- (イ) 生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
年間の欠席が30日程度以上欠席が連続する（状況により判断すること）

② 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合及び保護者等から申し立てがあり、重大事態発生の疑いが生じた場合、教育委員会及び地方公共団体に報告するとともに、教育委員会が設置する重大事態調査（質問票等）のための組織に協力し、詳細な調査を通して、事案の全容を明らかにするべく努めなければならない。

《報告の経路》



上士幌高等学校いじめ防止対策委員会組織図

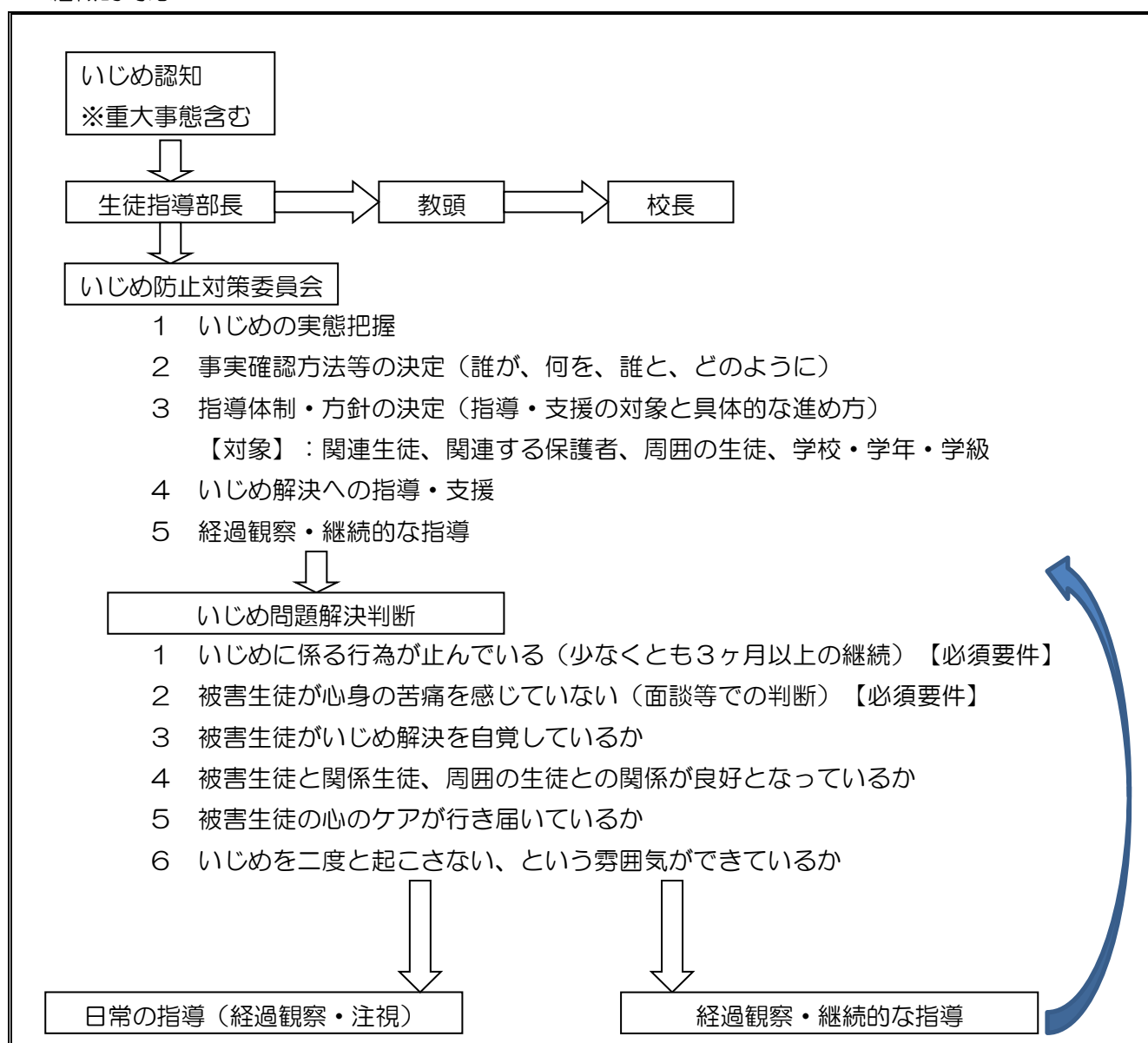
本校は、いじめ防止等の対策のための組織として、専門の委員会を設置する。

《組織》

委員長： 校長 副委員長： 教頭
委員： 生徒指導部長 教務部長 各学年主任 養護教諭

※必要に応じて上記以外の教職員を招集する場合がある

《組織的対応》



※この対応の流れは、【いじめ対応（基本的な流れ）】に則る

注視しておきたい生徒の様子

生徒は日常生活の中で様々なサインを発していることを忘れず、それらを見逃さないようにしなければならない。

	気にしたい様子の例
	遅刻や欠席、早退が増える。しかし、理由を言いたがらない
	日中、体調不良を訴え、保健室等の利用が頻繁である
	教室への入退室が多い。遅れて入ってくることが多い
	授業道具等の忘れ物、提出物の忘れ物などが多くなる
	用のない場所、人気のない場所にいることが目立つようになる
	ことあるごとに個人名が聞こえることが多くなる
	学校に残りたがらなかったり、用事がないのに学校に残っている
	1人で仕事をしていることが多い
	教室等に仲間同士で集まり、ひそひそ話しをしたり、教員の接近で不自然に分散する
	自己中心的な行動が目立つようになる
	言葉遣いが荒くなったり、指示に従えなくなる
	席替えやグループ活動等で、近くなったり、同じ集団になることを嫌がる
	教室の壁や机等に落書きが目立つようになる
	教室等の汚れやゴミの散乱が目立つようになる
	机や椅子が整理整頓されなくなる
	家や学校で周囲の人間の不平や不満を言うことが多くなる
	挨拶をしなくなる
	周囲の人間との関わり（電話や登校、メールやLINEも含む）を嫌がるようになる
	学習意欲が低下し、成績が下がる
	食欲の不振や睡眠不足が目立つ

※学校、友人関係、家庭での生活状況等、関係者全てが観察を怠らないことが必要となる